

平成 21 年 12 月 25 日
社会保険庁総務部総務課企画室
(担当) 福井、塩入
TEL03-5253-1111(内線 3512、3513)
03-3595-2762(直通)

報道関係者 各位

平成 20 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価における
目標の達成に向けた取組みが不足している事項の要因などについて

厚生労働大臣は、中央省庁等改革基本法等に基づき、毎年度開始前に社会保険庁長官に対して「達成すべき目標」を示し、当該年度終了後に、社会保険庁長官からの実績報告に基づく評価を行っています。

昨日、平成 20 年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価が厚生労働大臣から社会保険庁長官に対し行われたところですが、目標の達成に向けた取組みが不足している事項がみられたことから、別添のとおり、当該事項の要因などについてとりまとめましたのでお知らせいたします。

平成20年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価における
目標の達成に向けた取組みが不足している事項の要因などについて

平成21年12月25日
社会保険庁長官
渡邊 芳樹
社会保険庁総務部長
薄井 康紀
社会保険庁運営部長
石井 博史
社会保険業務センター所長
中野 寛

昨日、平成20年度に社会保険庁が達成すべき目標についての評価が厚生労働大臣から社会保険庁長官に対し行われたところですが、以下の事項について、目標の達成に向けた取組みが不足していると指摘を受けました。社会保険庁としては、この指摘を重く受け止めております。

- 厚生年金等の適用について（社会保険庁運営部年金保険課適用・徴収対策室）
- 国民年金保険料の収納について（社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室）
- 厚生年金保険料等の収納について（社会保険庁運営部年金保険課適用・徴収対策室）
- 年金給付について（社会保険庁運営部サービス推進課）
- 広報、年金教育について（社会保険庁運営部年金保険課）

社会保険庁では、評価対象とされた平成20年度においては、年金記録問題への対応を最優先の課題として、組織を挙げてこの問題に重点的に取り組むために大幅な要員シフト等を行ったこともあり、本来業務である適用、徴収、給付等において十分な対応を講じることができず、各業務の目標数値を下回る結果となりました。

平成22年1月に発足する日本年金機構においては、一日も早く国民の皆様の信頼を回復するため、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付けて平成22年度からの4年間に集中的に予算・人員を投入して取り組むこととしており、本来業務である適用、徴収、給付等についても正確、確実に業務を遂行できる体制の確保に努めてまいります。

機構は、厚生労働大臣から指示される中期目標に基づき、計画的に業務に取り組んでいくこととなりますが、その際には、業務の不断の改善を行いながら、国民の皆様から評価される組織となるよう、全力で取り組んでいくこととしております。